平成２４年（フ）第４４３号
新潟市中央区愛宕２丁目６番地１　川崎ファーストハイツＢ棟102
債務者　山賀志律代（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４６号
新潟市北区早通北３丁目８番21号
債務者　忠平シヅヱ
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
静岡県富士市伝法681番地の１　サニーウェル104号、前住所静岡県富士市今泉3266番地の１　パルトネールⅢ―309号
債務者　福村　和彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７４号
静岡県富士市今泉3914番地の１　カサベルデ103号、前住所静岡県富士市今泉3266番地の１　パルトネールⅢ―309号
債務者　福村　園江
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４５２号
大阪府泉大津市高津町２番13号フォレストヒルズⅠ―102号
債務者　田口　敦史
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
大阪府岸和田市春木南浜町３番10号
債務者　小栁　金光
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
大阪府岸和田市春木南浜町３番10号
債務者　小栁愼太郎
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
大阪府泉南市樽井８丁目10番15号
債務者　松本憲隆こと　朱　　憲隆
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番28―205号
債務者　久保　兼一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０５号
大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目18番29号
債務者　田原　真二
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
大阪府泉南市新家4529番地の１―Ｂ―210号
債務者　谷口　昌久
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３０号
大阪府泉佐野市葵町４丁目５―46、住民票上の住所大阪府泉南市新家6005番地の１ジュネス楠台405号
債務者　山口　亮太
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
大阪府岸和田市小松里町1087番地奥村ハイツ205号
債務者　小西　忠信
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
大阪府泉大津市東助松町４丁目４番３―305号
債務者　緒方　三徳
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
大阪府岸和田市藤井町２丁目２番24号アスカマンション210号、前住所大阪府岸和田市春木泉町10番15号
債務者　田中　英造
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
大阪府和泉市上代町664番地の14
債務者　藤堂　浩美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
大阪府泉南市新家601番地の４アジュールＫＩＸ205号、前住所大阪府泉南市馬場１丁目４番35号
債務者　小林　理香（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係